

第65号（第77条関係）

（表）

縦 ト ー メ チ ン 2 ・ 9 1	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 空気銃を携帯する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。2 空気銃は、指定射撃場において、特定の射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ所持してはならない。3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。4 年少射撃資格認定が失効し、又は取り消された場合には、速やかに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。	5.40センチメートル
	折 ----- り ----- 目 -----	5.40センチメートル
	<p>第 号</p> <p>交付 年 月 日</p> <p>年少射撃資格認定証</p> <p>公安委員会 印</p>	5.40センチメートル
8.56センチメートル		

(裏)

年少射撃資格者		写真
		押し出し スタンプ
-----折 -----り -----目 -----		
本籍		
住所		
氏名		
生年月日		
銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃	
射撃指導員の氏名		
-----折 -----り -----目 -----		
備考		